

＊短期入所生活介護（ショートステイ）

ご利用料金

共生型

○ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額、及び食費、滞在費といたします。

【基本的なサービス料金（1日あたり）1割負担の場合】

共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ） ※共生型サービスのみの利用	784円/日	共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ） ※日中活動系サービス併せて利用	240円/日
---------------------------------------	--------	---	--------

【加算項目】1割負担の場合

福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	15円/日	
短期利用加算	30円/日	利用開始した日から起算して1年間に通算して30日まで
栄養士配置加算（Ⅰ）	22円/日	
食事提供体制加算	48円/日	※該当する方のみ
送迎加算（片道）	186円/回	なお、通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合も送迎加算のみで別途交通費はいただきません
緊急短期入所受入加算（Ⅰ）	180円/日	7日まで（やむを得ない事情がある場合は14日まで）



【食費（全額負担分）】

サービスの種類	金額			1日の食費	おやつ代
	朝食	昼食	夕食		
食事の提供①（食事提供加算 非 該当の方） ^{1食あたり}	350円	620円	530円	1,500円	80円
食事の提供②（食事提供加算 該 当の方） ^{1食あたり}	190円	460円	370円	1,020円	80円

【滞在費（全額負担分）】

1日	855円	多床室 （2人部屋）
1日	1,171円	従来型個室

【その他（全額負担分）】

理美容代 実費となります（お問い合わせください）
 電気使用量 1器具1日あたり30円
 テレビ貸出料 1日あたり50円
 ※日常生活上必要となる物（ティッシュ・歯ブラシ・ハミガキ粉・オムツ・パット等）は販売しておりませんのでご持参願います。

下記の表2に該当する方は、上記サービスの利用者負担額が軽減されます。（市町村が発行する「障害福祉サービス受給者証」に記載された利用者負担上限月額が1か月あたりの負担の上限額になります。利用者負担上限月額が0円になっている方は、介護給付費対象サービスに係る自己負担は0円になります。）

表2	◆利用者負担の軽減措置の対象となるのは、次のいずれかに該当する方です。
	①生活保護：生活保護受給世帯に属する利用者
	②低所得1：市町村民税世帯非課税者であって、保護者の収入が年間80万円以下である利用者
	③低所得2：市町村民税世帯非課税者であって、②に該当しない利用者

※表2に該当する方は、食事提供加算該当となり、補足給付がありますので食事の提供に係る費用が軽減されます。